

## 池田市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、人権を大切にすまちづくりの推進に関する条例に基づき、市民一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、性的マイノリティにある人々をはじめ誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に係る取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 一方又は双方が性的マイノリティであって、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約した2人の関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップにある者が、パートナーシップにある者の一方又は双方の子（実子又は養子をいう。以下同じ。）と生計が同一であり、協力し合ってその子を養育すると約した家族の関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップを形成しようとする者が、市長に対し、パートナーシップにあることを誓うこと又はパートナーシップにあることを誓った者が、市長に対し、ファミリーシップにあることを誓うことをいう。
- (4) パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク パートナーシップ宣誓書受領書等の交付を受けた者の自治体間における住所の異動に伴う手続きの負担軽減を図ることを目的として設立した複数自治体で構成される会議体をいう。

### (宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓をしようとする者のいずれか一方が池田市内に住所を有していること。
- (3) 配偶者がいないこと及び相手方当事者以外の者といかなるパートナーシップの関係がないこと。
- (4) パートナーシップにある当事者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと（パートナーシップ関係に基づく養子縁組の場合を除く。）。
- (5) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者は、パートナーシップにある者の一方又は双方の子と生計が同一であること。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓しようとする者は、職員の面前においてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (3) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者にあつては、パートナーシップにある者の一方の子であることを証明する書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるとき又は子が自ら記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

3 市長は、第1項の規定により宣誓書を提出した者及び宣誓書に記入した子が本人であることを確認するために、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めることができる。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 在留カード

(5) 前4号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明証であって、宣誓しようとする者本人の顔写真が貼付されたもの

(6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カードの交付)

第5条 市長は、前条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が要件を満たしていると認めるときは、当該者に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード（様式第2号。以下「証明カード」という。）を交付するものとする。

(通称名の使用)

第6条 宣誓をしようとする者は、社会生活上日常的に使用している氏名（以下、通称名という。）の使用を希望する場合は、公的機関からの郵便物等の掲示により、宣誓書、証明カードにおいて通称名を使用することができる。

(証明カードの再交付)

第7条 第5条の規定により証明カードの交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、当該証明カードを紛失し、き損し、又は汚損したときは、市長に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード再交付申請書（様式第3号。以下「再交付申請書」という。）を提出することにより、証明カードの再交付を受けることができる。

2 第4条第3項の規定は、前項の規定により再交付申請書の提出をした者に

ついて準用する。

- 3 市長は、第1項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、第4条第1項の規定により提出された宣誓書が保存されている場合に限り、証明カードを再交付するものとする。

(宣誓内容等の変更)

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容記載事項変更届兼証明カード再交付申請書(様式第4号。以下「変更届兼再交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) ファミリーシップを宣誓しようとする子が追加されたとき
- (2) ファミリーシップが解消されたとき
- (3) その他宣誓書の記載事項に変更があったとき

- 2 変更届兼再交付申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 第4条第3項各号に掲げるいずれかの書類
- (2) 前項第3号に該当するときは、変更があった記載事項が確認できる書類

- 3 市長は、変更届兼再交付申請書の提出を受け、証明カードの記載事項に変更が生じた場合は、証明カードを再交付するものとする。

(証明カードの返還)

第9条 宣誓者は、次のいずれかの場合に該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード返還届(様式第5号)に第5条の規定により交付を受けた証明カードを添えて市長に返還しなければならない。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。

- (1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消された場合
- (2) 一方が死亡した場合
- (3) 双方ともに市外へ転出した場合

(子の氏名の削除)

第10条 宣誓書に氏名を記載された子は、市長にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書（様式第6号。以下「申立書」という。）を提出することにより、当該記載された子に係る証明カードから当該子の氏名を削除するよう申し立てることができる。

2 第4条第3項の規定は、前項の規定により申立書の提出をした者について準用する。

3 市長は、第1項の規定により申立書が提出されたときは、宣誓者に対して、当該記載された子の氏名を削除した証明カードを交付するものとする。

（パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク構成自治体のパートナーシップ宣誓証明との相互連携の取扱い）

第11条 宣誓をしようとする者が、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク構成自治体（以下「連携自治体」という。）においてパートナーシップ宣誓に係る受領証（以下「連携自治体受領証」という。）の交付を受けている場合であって、本市に転入後も引き続きパートナーシップ関係を継続するときは、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約第3条第2項の規定に基づき、証明カードの交付を受けることができる。

2 前項の規定により証明カードの交付を受けようとする者（以下「転入宣誓者」という。）は、面前においてパートナーシップ宣誓継続申告書（様式第7号。以下「継続申告書」という。）に自ら記入し、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

（1）連携自治体受領証

（2）住所地の変更を証する書類

3 転入宣誓者から前項の規定による書類の提出があった場合、遅滞なく転出元である連携自治体に通知する。

4 前3項の規定による手続きについては、前項の通知に対する転入宣誓者の同意を得られた場合に限り行うことができる。

5 市長は、転入宣誓者が本人であることを確認するために、第4条第3項各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めることができる。

(宣誓書の保存)

第12条 市長は、宣誓書を池田市文書取扱規程（昭和36年12月27日規程第4号）の規定に基づき10年保存するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行日)

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

(施行日)

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

(施行日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。